

元離宮二条城本丸御殿屋外スロープ製作・設置

業務委託仕様書

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

(担当 曾根・大本 電話：841-0096)

1 名称

元離宮二条城本丸御殿屋外スロープ製作・設置業務委託

2 対象施設

- (1) 名 称：元離宮二条城本丸御殿
- (2) 所在地：京都市中京区二条通堀川西入二条城町 5 4 1 番地

3 履行期間

契約の日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 委託料の支払い条件

- (1) 前金払
行わない。
- (2) 部分払
行わない。
- (3) 完了払
完了後に支払う。

5 委託業務内容

本丸御殿御常御殿東側に、屋内外の段差解消のための屋外スロープを別紙図面に基づき製作・設置する。

製作にあたり、必要に応じて詳細図面等を作成すること。屋外スロープは分割して製作し、現地にてボルトナットでジョイントする。また、スロープ柱は下部にベースを取付ける仕様とし、地面を掘削することなく直置きして設置する。なお、製作するために作成した図面等は提出すること。

また、以下内容を遵守すること。

- (1) 業務の実施にあたっては、同仕様である本丸御殿玄関北側の屋外スロープを参考にし、事前に現地調査及び実測を行ったうえで図面を作成し、本市の承認を受けたうえで製作すること。なお、仕様書の内容を変更する必要があるときは、直ちに契約変更の手続きを行う。
- (2) 設置時期は、冬頃を想定しているが、具体的な日は本市職員と協議のうえ決定すること。また、設置にあたってはコーンバー等で区画をしたうえで作業を行うこと。コーンバーは本市より貸与することも可能である。
- (3) 仕様確認等のための打合せを 1 回以上行うこと。また、表面色はサンプル等で本市職員に確認を取ったうえで決定すること。
- (4) 材料確認

受注者は、次表の材料・資材・製品について、本市職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。

受注者は、本市職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（キズ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、本市職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を本市

職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は本市職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

本市職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

材料・資材・製品
スロープ本体

(5) 受注者の臨場

本市職員が行う段階確認においては、受注者の担当者、若しくは、予め本市職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

(6) 段階確認

受注者は、次表に示す内容について、本市職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。

ただし、本市職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）や写真等の資料を本市職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は本市職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

確認作業	確 認 項 目
養生材設置	・ 養生（整正作業確認）
本体設置	・ 据付位置の確認 ・ 連結方法等の確認 ・ 建物との接合部（取り合い）の確認

(7) 立会確認

受注者は、次表に示す内容について、本市職員と現地で立会を行い、確認するものとし、本市職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
施工範囲の確認	作業前に本市職員と立会確認を行う。(立会確認書は必要としない)
資材置場、資材等の運搬に係る車両駐車場所の確認	作業前に本市職員と立会確認を行う。(立会確認書は必要としない)
設置場所の区画の確認	作業前に本市職員と立会確認を行う。(立会確認書は必要としない)

6 納品方法

本丸御殿御常御殿東側の所定の位置に設置する。

7 提出書類

- ・ 作成図面等
- ・ 完了届
- ・ 報告書（作業中の写真等を掲載）
- ・ 請求書

8 その他

- (1) 本丸御殿は重要文化財であり、作業に際しては建造物にき損等が生じないよう、養生を施す等の配慮を行い、十分注意して作業を行うこと。作業中に事故や建造物の損壊等が発生した時

は、速やかに本市職員に連絡し、指示に従うこと。

(2) 城内の立ち入り禁止地区（柵内）及び建造物内等、作業に関係のない場所への侵入は、厳に慎むこと。

(3) 城内の備品・電気等の使用は、その都度、必ず本市職員の許可を受けること。また、使用後は、清掃を行い、元の場所へ返却し、本市職員の確認を受けること。

(4) 業務の完了に際しては、建物等の内外の後片付け及び清掃を行うこと。

(5) 作業条件

ア 作業日時

(ア) 作業は原則として、「京都市の休日を定める条例」による休日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等（以下「休日」という。））は行わないこととし、平日に行うよう努めること。

(イ) 作業内容、作業工程の都合等により作業時間の延長、休日作業を実施する場合、本市職員と協議のうえ事前に本市職員の許可を受けるものとする。（その場合、検査及び施工の立会いは、原則として行わない。）

(ウ) 作業時間は、9：00 から 17：00 までとし、早出・残業をする際は事前に本市職員の許可を受けるものとする。

(エ) 作業従事者の代表者は、必ず入城時に当日の予定・要員数等を本市職員に報告すること。又、退城時にも、当日実施した業務内容等を報告すること。

(オ) 作業従事者は、元離宮二条城から貸し出す腕章を身に着け作業を行うこと。

(カ) 城内では頻繁にイベントがあるため、工程については、関係者と十分調整すること。

イ 作業用車両

(ア) 入退城は、原則として 7：30 から 8：30 までは東大手門から、9：00 から 18：00 までは北大手門からとする。入退城の際には門付近に常駐する警備員の指示に従うこと。

(イ) 進入経路が歩行者経路と交差するため、城内の出入りには十分注意すること。

(ウ) 一般観覧時間（8：45 から 17：00）における作業用車両の城内の移動は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により移動する際には、事前に本市職員の許可を受け、本丸西橋を歩いて、現場作業員が徒歩で車両を誘導すること。

(エ) 作業用車両は車両の前後に業務名称を取り付けること。

(オ) 城内の作業用車両速度は観覧者の有無に関わらず 5 km/h 以下とすること。

(カ) 大型車両の搬入がある場合は、事前に本市職員と協議を行い、許可を受けること。本丸西橋を歩いて内堀内の本丸エリアへ出入りする車両は、車両総重量を 8t 未満とすること。

(キ) 城内乗り入れができる車両は作業用車両のみとし、事前に本市職員に届け出ること。現場作業員の乗用車等の乗入は禁ずる。（周辺駐車場を使用する場合の代金は、受注者の負担とする。）

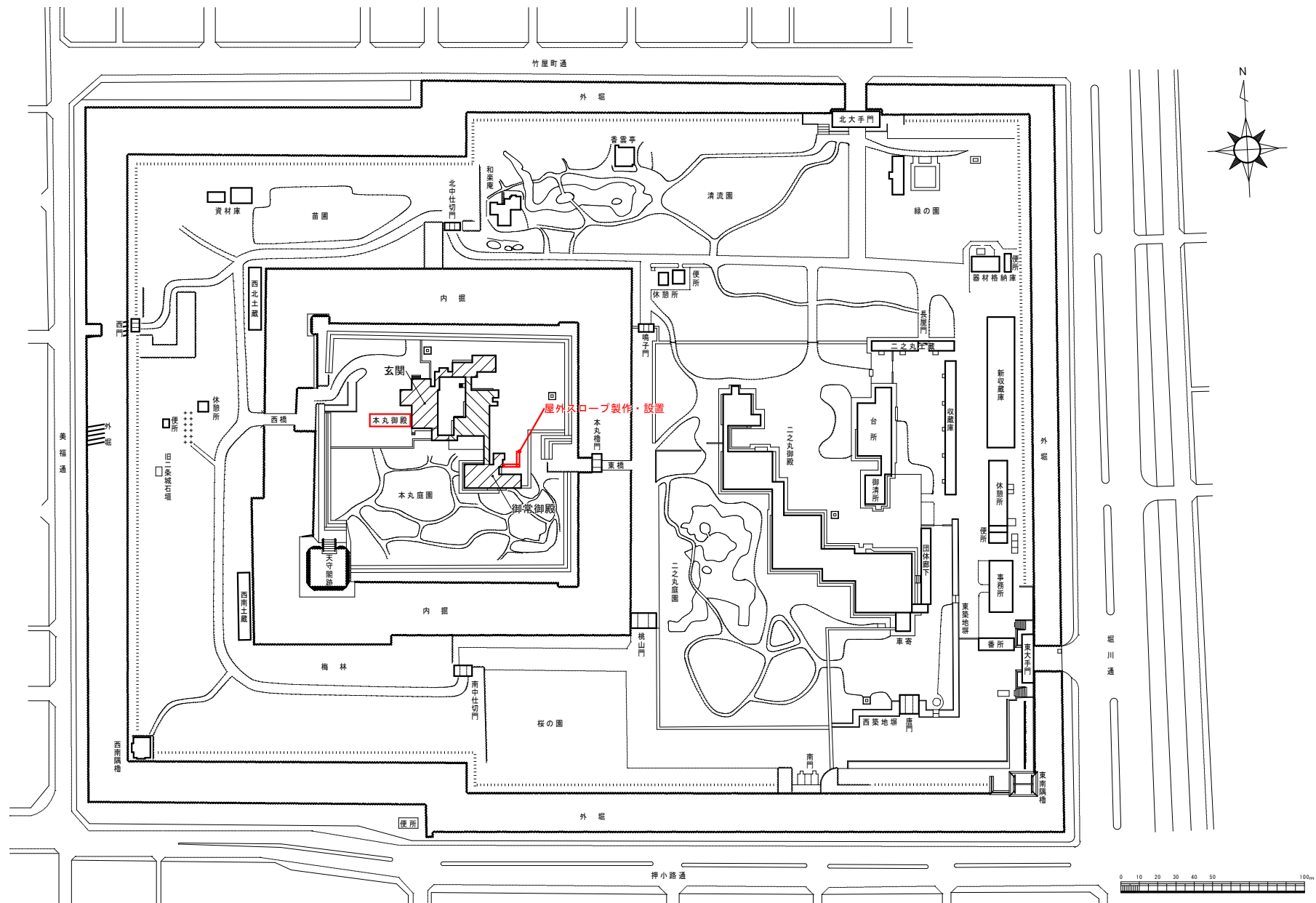
(ク) 作業用車両は、原則として城内北東部の緑の園に駐車すること。必要に応じて、事前に本市職員の許可をうけたうえで、本丸エリアや城外押小路通南側の空地にも駐車することができる。

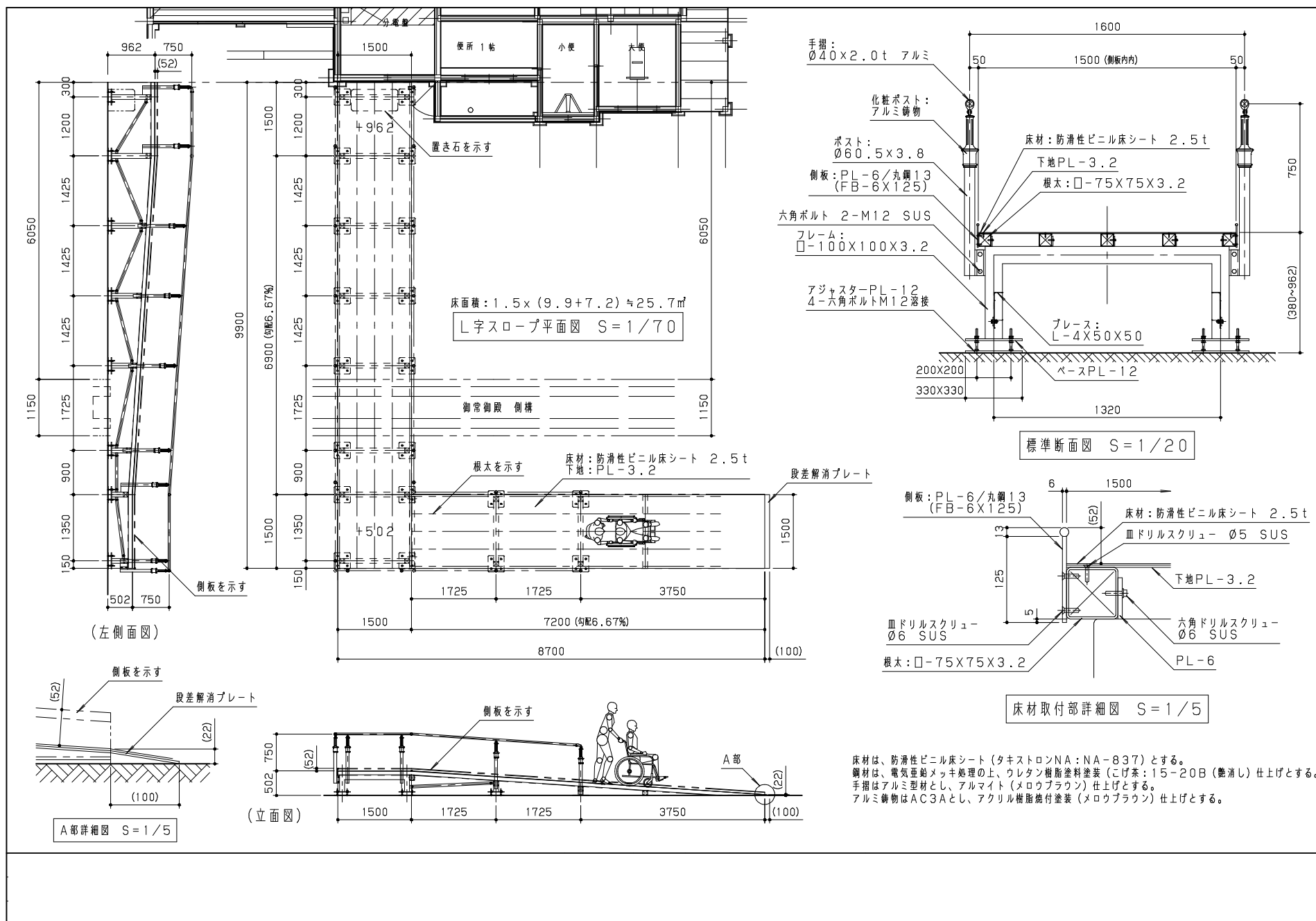
(ケ) 城外周辺道路での車両の駐停車は、交通運行の妨げになることから、厳に慎むこと。

- (コ) 作業用車両、土木機械は毎日退城、搬出すること。
- (6) 受注者は、業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市職員と協議し、その決定に従うものとする。

参考：本丸御殿

二条城の本丸エリアは、3代将軍家光の時代に造成され、この時、御殿や天守が建てられましたが、いずれも18世紀後半に焼失しました。幕末には仮御殿が立てられましたが、明治初期に撤去され、空き地となっていました。1884年（明治17年）、二条城は皇室の別邸「二條離宮」となります。それに伴い、この本丸エリアには、1893年（明治26年）から1894年（明治27年）にかけて、京都御所の北東にあった桂宮家の邸宅（桂宮御殿）が移築され、新たに二条城の本丸御殿となりました。瀟洒な佇まいを示すこの建物は、近世後期の宮家の住宅建築として貴重であり、国の重要文化財（建造物）に指定されています。





床材は、防滑性ビニル床シート（タキストロンNA:NA-837）とする。
 鋼材は、電気亜鉛メッキ処理の上、ウレタン樹脂塗料塗装（こげ茶:15-20B（艶消し）仕上げとする。
 手摺はアルミ型材とし、アルマイト（メロウブラウン）仕上げとする。
 アルミ鋳物はAC3Aとし、アクリル樹脂焼付塗装（メロウブラウン）仕上げとする。